令和８年１０月１日現在

江東区こどもプラザこども団体等の登録について

こども団体及び子育て支援団体の活動支援のため「江東区こどもプラザこども団体等登録」制度による免除及び減免措置を設けています。登録団体の皆様には制度の趣旨を充分理解したうえで、適正な利用をお願いいたします。

１．団体の種類

こども団体等には、１８歳未満の児童のみで構成されている「こども団体」と、継続的かつ計画的な子育て支援に資する活動を行う「子育て支援団体」があります。

２．団体登録要件

①　こども団体

⑴１８歳未満の児童のみで構成されていること。ただし、団体登録に関しては団体を構成する児童の保護者が行うこと

⑵会員が３名以上で、その過半数が区内に在住、在勤又は在学していること

②　子育て支援団体

⑴会員が５名以上で、その過半数が江東区内に在住・在勤・在学のいずれかであること

⑵代表者が江東区内在住・在勤・在学のいずれかであること

⑶組織及び活動のための規約をもつこと

⑷江東区こどもプラザの事業・運営に関して協力的であること

⑸江東区内の子育て家庭及び児童を対象に、継続的かつ計画的な子育て支援に資する活動またはこどもの健全な成長を推進する活動を、年６回以上実施すること

3．団体登録申請

【申請場所・時間】：３階施設窓口（９時～20 時、日曜・祝休日・12/28 は９時～19 時）

※お休み：毎月第３金曜日（第３金曜日が祝日の場合は第３木曜日）、年末年始（12/29 ～ 1/4）

（１）団体登録申請の前準備

公共施設予約システムまたは窓口にて、団体名にてこどもプラザの利用者登録を行ってください。利用者 ID が発行されます。

公共施設予約システム開始前（令和８年９月以前）に団体登録がされている団体についても、改めて公共施設予約システム上で利用者登録が必要です。

【こどもプラザ公共施設予約システム】

https://k7.p-kashikan.jp/koto-yoiku/

（２）団体登録申請方法

利用者登録完了後、「江東区こどもプラザこども団体等登録申請書」に、下記の「会員名簿」「団体規約（※）」「その他活動を証する資料」を添付の上、**３階施設窓口**にご提出ください。名簿・規約・その他の資料は任意の様式で構いません。（※団体規約は子育て支援団体の登録時のみ）

公共施設予約システム開始前（令和８年９月以前）に団体登録がされている団体については、こどもプラザにお電話で、「既に団体登録を行っているが、施設管理予約システムで利用者登録を行った」旨お伝えください。公共施設予約システムが利用できるよう手続きいたします。お手元の「子育て支援団体登録カード」はそのまま期限まで使用いただけます。

（３）審査・登録

審査には 1～2 週間かかる場合がございます。

●登録が承認された場合

代表者に電話、または登録されているメールアドレスに連絡（通知）しますので、代表者は**３階施設窓口**で「こども団体等登録カード」をお受け取り下さい。カードは有効期限まで大切に保管してください。

●登録が非承認の場合

代表者に電話連絡するとともに、代表者宅へ「こども団体等登録却下通知書」を送付します。

※上記２の登録要件を満たしている場合でも、営利を目的とする活動や宗教・政治活動、その他江東区こどもプラザ条例の規定に抵触する行為を行った場合は利用を承認しないことがあります

４．登録期間

毎年４月１日～翌年３月 31 日の１年間

（年度途中に新たに登録する場合は、登録した日から当該年度の３月 31 日まで。）

５．登録団体の免除及び減免措置の適用について

（１）適用範囲

① こども団体　　免除＜施設利用料金の全額免除＞

② 子育て支援団体　減免＜施設利用料金の２分の１免除＞

（２）登録団体免除及び減免措置の適用と手続き

①抽選申込の場合　＜抽選前＞

（こども団体・子育て支援団体）

・公共施設予約システムを利用して抽選申込みを行う場合は、あらかじめ団体登録を完了したうえで、登録した利用者 ID でログインのうえ申込みを行ってください。

対象団体については、免除・減免措置が自動的に適用されます。

・**３階施設窓口**で申込みの場合は、申込時に「利用者 ID」と団体登録している旨お伝えください。

②抽選申込当選後の利用申請と利用料金お支払い　＜利用申請時＞

ア　こども団体

児童の保護者が、利用日の７日前までに記入した『利用申請書』及び『利用料金減額・免除申請書』を**３階施設窓口**へ提出するとともに、「こども団体等登録カード」をご提示ください。

イ　子育て支援団体

【公共施設予約システムで抽選申込みした場合】

支払い方法	必要な手続き
キャッシュレス決済	マイページから利用料金を支払うと予約が確定します。窓口での手続きは不要です。
現金払い	利用日の７日前までに３階施設窓口で減額免除後の利用料金をお支払いください。お支払い後、予約が確定します。

【3 階施設窓口で抽選申込みした場合】

利用日の７日前までに記入した『利用申請書』及び『利用料金減額・免除申請書』を**３階施設窓口**へ提出するとともに、「こども団体等登録カード」をご提示ください。登録団体確認が完了しましたら、同窓口で減額免除額での利用料金をお支払いください。

③空き枠への申込み（先着）の場合　＜利用申請前＞

ア　こども団体

・申込みは**３階施設窓口のみ**となります。利用日の３日前までに記入した『利用申請書』及び『利用料金減額・免除申請書』を**３階施設窓口**へ提出するとともに、「こども団体等登録カード」をご提示ください。

イ　子育て支援団体

【公共施設予約システムで申込みした場合】

支払い方法	必要な手続き
キャッシュレス決済	マイページから利用料金を支払うと予約が確定します。窓口での手続きは不要です。
現金払い	利用日の３日前までに３階施設窓口で減額免除後の利用料金をお支払いください。お支払い後、予約が確定します。

【**３階施設窓口**で申込みの場合】

利用日の３日前までに記入した『利用申請書』及び『利用料金減額・免除申請書』を**３階施設窓口**へ提出するとともに、「こども団体等登録カード」をご提示ください。登録団体確認が完了しましたら、同窓口で減額免除額での利用料金をお支払いください。

④利用日当日の手続き　＜利用日＞

ア　こども団体

・『当日参加者名簿』を**３階施設窓口**へ提出するとともに、「こども団体等登録カード」をご提示ください。

イ　子育て支援団体

・利用日当日、利用開始する前に、**３階施設窓口**に、「こども団体等登録カード」をご提示ください。

６．登録更新

団体としての登録期間は、登録した年度末までとなりますので、登録更新を希望する場合は、１月～３月の３カ月間内に上記３「登録申請」と同様の手続きが必要です。ただし、３（１）団体登録申請の前準備の手続きは不要で、３（２）団体登録申請方法からの手続きとなります。

※無断キャンセルや施設利用料金の未払いが続いた際は、登録更新をお断りする場合があります

７．登録変更および登録取消

・登録内容に変更があった場合は、「こども団体等登録変更届」に「変更事項を証する書類（任意様式）」を添付の上、**３階施設窓口**にご提出ください。

・団体規約や活動内容変更等により登録要件に適合しなくなった場合は、登録を取消し、代表者宅へ「子育て支援団体登録取消通知書」を送付します。

添付資料

・別紙１　【こどもプラザこども団体等登録のフローチャート】

・別紙２　「当日参加者名簿」（こども団体用）

・別記第１号様式　「江東区こどもプラザこども団体等（新規・更新）登録申請書」

・別記第４号様式　「江東区こどもプラザこども団体等登録変更届」

別紙１

（R8. 10. 1）

【　こどもプラザこども団体等登録のフローチャート　】

項　目	内　容		利用様式等
	【こども団体】 １８歳未満の児童で構成（手続きは児童の保護者が実施）	【子育て支援団体】 継続的かつ計画的な子育て支援に資する活動を実施	
利用者登録	こどもプラザ利用者登録申請　（手続方法：公共施設予約システムor3F施設窓口） 団体名にて登録申請後、「利用者ＩＤ」が発行		
団体登録申請	団体登録申請　（手続方法：3F施設窓口のみ） 「こども団体等登録申請書」に「会員名簿」「団体規約（子育て支援団体のみ）」 「その他活動を証する資料」を添付の上、3F施設窓口に提出 令和８年９月以前に既に団体登録を取得している団体については、こどもプラザに電話で利用者登録した旨を連絡		【施設HPからダウンロードor窓口配布】 ・こども団体等登録申請書 （こども団体等登録要綱第1号様式） ※名簿・規約・その他の資料は任意様式
審　査	審　査 ※承認まで1～2週間かかる場合がございますので、予めご了承ください		→ 登録非承認 代表者に電話にてご連絡→ 代表者宛へ申請却下通知送付
審査結果決定	登録決定 代表者に電話または登録されているメールアドレスにメール送付にてご連絡		
登録手続き	代表者に団体登録カードお渡し （手続方法：3F施設窓口のみ）		【窓口にて発行・お渡し】※発行必要 ・こども団体等団体登録カード （こども団体等登録要綱第2号様式）
抽選（先着）申込	施設抽選（先着）申込 （手続方法：3F施設窓口のみ） 申込時に利用者ＩＤと団体登録している旨を伝える	施設抽選（先着）申込 （手続方法：公共施設予約システムor3F施設窓口） ＜公共施設予約システムで申込＞　通常の利用申込みと同様 ＜3F施設窓口で申込＞　申込時に利用者ＩＤと団体登録している旨を伝える	【公共施設予約システム】
利用申請・支払い	利用申請・利用料金お支払い 支払期限までに3F施設窓口で「利用申請書」「利用料金減額・免除申請書」を提出し、予約確定	利用申請・利用料金お支払い ＜公共施設予約システムで申込、キャッシュレス決裁＞ →システム上で支払いにて予約確定 ＜公共施設予約システムで申込、現金払い＞ →支払期限までに3F施設窓口で支払いで予約確定 ＜3F施設窓口で申込＞ →支払期限までに3F施設窓口で「利用申請書」「利用料金減額・免除申請書」を提出するとともに支払いで予約確定	【窓口にて配布・発行】 ・利用申請書 ・利用料金減額免除申請書 ・利用許可証 ※条例施行規則に定める様式
利用日当日	利用開始前に3F施設窓口に「当日参加者名簿」を提出し、「団体登録カード」提示	利用開始前に3F施設窓口に「団体登録カード」提示	
登録更新	【 登録更新の手続きについて 】 ・団体としての登録期間は、登録した年度末までとなります ・登録更新を希望する場合は、1～3月の3か月間内に上記「団体登録申請」と同様の手続きが必要です		【施設HPからダウンロードor窓口配布】 ・こども団体等登録申請書 （こども団体等登録要綱第1号様式） ※名簿・規約・その他の資料は任意様式
登録変更	【 登録変更の手続きについて 】 ・登録内容に変更があった場合は「登録変更」の手続きが必要です		【施設HPからダウンロードor窓口配布】 ・こども団体等登録変更届（4号様式） ※変更事項を証する書類（任意様式）
登録取消	【 登録の取り消しについて 】 ・団体の規約や活動内容の変更等により、要綱に定める基準に適合しなくなった場合は登録を取り消し、代表者へ「登録取消通知書」を通知します		【代表者宛へ郵送】 ・こども団体等登録取消通知書 （要綱第5号様式）

別記第１号様式（第３条、第６条関係）

年　　月　　日

（指定管理者）　　殿

代表者

江東区こどもプラザこども団体等（新規・更新）登録申請書

以下のとおりこども団体等（こども団体・子育て支援団体）の（新規・更新）登録を申請します。

利用者ＩＤ

ふりがな		結成年月日
団体名		・　・
ふりがな		連絡先（自宅・会社・携帯）
代表者名		
代表者住所	〒	
ふりがな		連絡先（自宅・会社・携帯）
連絡責任者名		
連絡責任者住所	〒	
活動内容		
会員数	名	

（以下、子育て支援団体のみ記入）

団体紹介			
前年度活動実績		今年度活動予定	
会員募集	受け付ける　・　受け付けない		
外部からの問合せ	連絡責任者への取り次ぎ　可　・　不可		
団体情報	公開の可否　可　・　不可		
ＨＰアドレス	なし　・　あり（　　）		

別記第４号様式（第７条関係）

江東区こどもプラザこども団体等登録変更届

年　　月　　日

（指定管理者）　　殿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおりこども団体等（こども団体・子育て支援団体）の登録内容を変更します。

利用者ＩＤ

団 体 名	ふりがな		
変更事項	１　団体名　　２　代表者　　３　連絡責任者 ４　規約　　５　会員数　　６　その他		
変更事項		新	旧
	１　団体名		
	２　代表者	ふりがな	ふりがな
		氏名	氏名
		住所	住所
		電話　　（　　）	電話　　（　　）
	３　連絡責任者	ふりがな	ふりがな
		氏名	氏名
		住所	住所
		電話　　（　　）	電話　　（　　）
	４　規約	別　紙　の　と　お　り	
	５　会員数	（　　）名から（　　）名に変更 会員名簿の訂正のとおり	
	６　その他		